

資料83

東久留米市
子ども・子育て会議
平成26年11月17日

利用者負担(保育料)の検討事項等について

1. 新制度実施に伴う、利用者負担(保育料)の算定における国の基準

- 新制度における利用者負担(保育料)については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされ、現行の幼稚園・保育所の利用者負担(保育料)の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
- 国が定める水準は、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、次の要素を基にして設定された。
 - ①教育標準時間認定(1号認定)を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮し組み込む(5階層)
(現行は幼稚園・認定こども園が、それぞれの教育に要する経費などを基に保育料を決定する。また、国として保護者の所得を基に5階層に分けた上で、保護者に補助している。)
 - ②保育認定(2号・3号認定)を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮(8階層)
(現行は東久留米市児童保育運営費徴収条例に基づき、保育料を決定している。(22階層))
- 国が定める水準については、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

2. 新制度実施に伴う、東久留米市における利用者負担(保育料)の検討事項

- 基本的な方向性(案)
 - ①国は新制度実施に伴い、利用者負担(保育料)の上限額は、概ね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度として設定している。
 - ②新制度実施へ向けて、円滑な制度移行に努めるとともに、制度変更時の保護者の利用者負担(保育料)の変化を大きくしないという観点から、新規である1号認定の利用者負担(保育料)は国基準を基本に、2・3号認定については、現行の東久留米市児童保育運営費徴収条例に規定する保育料を基本に改正部分を反映し設定していく。

● 具体的な検討事項

【1号認定】

	事項	内 容	備 考
①	階層区分数	・新規で基準表を設定する必要がある。 (例)国基準どおり、5階層	・新制度に移行しない幼稚園の就園奨励費(国制度)は継続する。
②	保育料設定	・新規で基準表を設定する必要がある。 (例)国基準どおり	・国基準は現行の私立幼稚園の全国平均等をベースに就園奨励費を考慮して設定

【2号・3号認定】

	事項	内 容	備 考
①	階層区分数	・現行の東久留米市の基準表を国基準と対比し検討する (例)国基準どおり、8階層 (例)現行の市基準表の区分を移行(22階層)	・現行、所得階層の判定は保護者の所得税により行っていた。国基準の改正では、市民税所得割により判定することとされた。
②	保育料設定	・現行の東久留米市の基準表を検討 (例)現行の基準表を移行	
③	標準時間、短時間の区分	・2号、3号認定ごとに、標準時間と短時間の区分について検討する (例)国基準どおり	・国基準では2号、3号認定共に、短時間の利用者負担額は、標準時間の98.3%とされている。
④	施設種別	・施設、事業の種類を問わず、同一の水準とするか検討する (例)国基準どおり	・国基準では1号、2号、3号認定の3種類

● その他の事項

①利用者負担(保育料)の条例の書きぶり等は事務局にて検討中

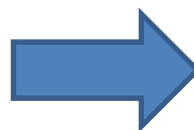
②多子軽減については、国基準と同内容で規定する。

(2号、3号認定については、特殊ケースあり)

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)以下、次頁以降同様

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②~⑤: 第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料: 実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※①~⑤: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定
※ただし、給付単価を限度とする。

※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

【国の子ども・子育て支援新制度説明会資料より抜粋】

保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担のイメージ(月額)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1,130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1,130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

※②～③: 第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 ※④～⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯
 ※ただし、保育単価を限度とする。

※①～⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定
 ※ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の利用者負担のイメージ(月額)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1,130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1,130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税 課税世帯(所得税 非課税世帯)	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

※②～③: 第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 ※④～⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯
 ※ただし、保育単価を限度とする。

※①～⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定
 ※ただし、給付単価を限度とする。

〈低所得世帯等の減免規定の取り扱い〉

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施。

○基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

（対象世帯）

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）

（軽減額）

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表を適用。

〈教育標準時間認定〉

階層区分	定義	利用者負担額	利用者負担額
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円	0円
第3階層	所得割課税額 77,100円以下	16,100円	15,100円

〈保育認定〉

（3歳以上児）

階層区分	定義	利用者負担額		利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	15,500円	15,300円

（3歳以上児）

階層区分	定義	利用者負担額		利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	18,500円	18,300円

現行の国基準保育料と市保育料について

平成26年度保育料月額基準表

国基準徴収額表(現行:26年度)		単位(円)	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	被保護世帯	0	0
第2階層	前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3階層	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
第4階層	前年分の所得税課税額 4万円未満	30,000	27,000 (保育単価限度)
第5階層	" 4万円以上10万3千円未満	44,500	41,500 (保育単価限度)
第6階層	" 10万3千円以上41万3千円未満	61,000	58,000 (保育単価限度)
第7階層	" 41万3千円以上73万4千円未満	80,000 (保育単価限度)	77,000 (保育単価限度)
第8階層	" 73万4千円以上	104,000 (保育単価限度)	101,000 (保育単価限度)

児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、次表に掲げる徴収金基準額とする。

- (1)母子世帯等
- (2)在宅障害児(者)のいる世帯
 - ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ②療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者手帳の交付を受けた者。
 - ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者。
- (3)保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	3歳未満児	3歳以上児
第2階層	0	0
第3階層	18,500	15,500

東久留米市保育料基準表(現行:26年度)		単位(円)	
階層区分	条件	3歳未満児	3歳以上児
A	被保護世帯	0	0
B1	ひとり親世帯等で前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
B2	ひとり親世帯等を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	1,500	1,000
C1	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	3,500	2,200
C2	" 所得割1万円未満の世帯	4,500	3,100
C3	" 所得割1万円以上の世帯	5,500	3,900
D1	前年分の所得税課税額 3千円未満の世帯	8,500	7,100
D2	" 3千円以上1万円未満の世帯	11,100	9,700
D3	" 1万円以上2万2千円未満の世帯	13,600	12,200
D4	" 2万2千円以上4万5千円未満の世帯	16,100	14,400
D5	" 4万5千円以上6万2千円未満の世帯	20,200	16,300
D6	" 6万2千円以上7万7千円未満の世帯	23,000	18,500
D7	" 7万7千円以上9万円未満の世帯	25,800	19,900
D8	" 9万円以上10万円未満の世帯	28,500	21,200
D9	" 10万円以上12万円未満の世帯	30,500	22,800
D10	" 12万円以上20万円未満の世帯	32,700	23,000
D11	" 20万円以上27万円未満の世帯	36,200	23,300
D12	" 27万円以上33万円未満の世帯	39,400	23,700
D13	" 33万円以上40万円未満の世帯	41,400	24,100
D14	" 40万円以上56万円未満の世帯	46,500	24,300
D15	" 56万円以上73万円未満の世帯	49,900	24,900
D16	" 73万円以上の世帯	52,600	25,300
付加徴収金額	C1階層 前年度分の固定資産税課税額が4千円以上である世帯	一般分徴収金額のC2階層と認定する	
	C2階層 前年度分の固定資産税課税額が6千円以上である世帯	一般分徴収金額のC3階層と認定する	
	C3階層 前年度分の固定資産税課税額が8千円以上である世帯	一般分徴収金額のD1階層と認定する	
	D1階層 前年度分の固定資産税課税額が1万円以上である世帯	一般分徴収金額のD2階層と認定する	

※同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園等に入園している場合、第2子目は当該保育料の1/2、第3子目以降は無料(※最低保育料あり)となります。